

保健だより

令和8年4月7日
東京都立大山高校 定時制 保健室

御進級、御入学おめでとうございます。
大山高等学校(定時制)の新学期がスタートしました。
健康に気をつけて、快適な学校生活が過ごせるようにしましょう。
健康を保持増進するために、よい生活習慣を身につけましょう。



定期健康診断日程について

実施日	検査内容	時間	会場
4月 7日(火)	身長・体重・視力・聴力・色覚(2年生)	放課後	2階保健室
4月 8日(水)	身長・体重・視力・聴力・色覚(3年生)		
4月 9日(木)	身長・体重・視力・聴力・色覚(4年生)		
	尿検査1次	18:30 まで	17:45まで.....2階ロッカー前
4月10日(金)	尿検査1次2日目		17:45~18:30..2階保健室
4月14日(火)	校医検診	19:00~	内-保健室、耳歯眼-小会議室
5月14日(木)	尿検査2次	18:30まで	17:45まで.....2階ロッカー前 17:45~18:30..2階保健室
5月15日(金)	尿検査2次2日目		
6月 9日(火)	尿検査予備日		
6月16日(火)	欠席者健診	18:45~	内-保健室、耳歯眼-小会議室

※色覚検査は、希望者が対象

スクールカウンセラーのご案内について

今年度も4月中旬から全員面談も実施する予定です。些細なことでもよいので、相談がある場合には、担任または養護教諭までお知らせください。

1. 本校スクールカウンセラーの先生の御紹介

◎毎週月曜日担当 後藤 光末 先生

◎毎週火曜日担当 濱野 祐子 先生

2. 実施場所 カウンセリングルーム(3階)

3. その他 全員面談以外でも相談はできます。予約を取る場合は・・・

◎担任や養護教諭に、相談したいということを伝える

◎直接カウンセラーの所に来て予約を取る

◎自由に入室できる時間に直接カウンセリングルームに来る

※保護者の皆様からの相談も受け付けております。お子様のことで心配なこと、御不安なこと、お困りのことがありましたら、担任や養護教諭などに御連絡ください。



学校感染症について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が 登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。「学校感染症による欠席届(保健室にあるます)」を担任へご提出ください。

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種感染症	感染症法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く。)	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種感染症	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	第三種の感染症として扱う場合もあるもの	溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

関係法令)学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(令和5年 文部科学省令第22号令和5年5月8日施行)